

『三木市幼保一体化計画案』

～50回を超える意見交換会を経て～

「幼保一体化計画（案）」については、昨年8月に「広報みき」別冊でお知らせさせていただきました。

全国的に少子化が進む中、三木市においても、10年、20年先の将来に、どのようにこのまちを引き継いでいくのかが問われています。

このたび一部見直しをさせていただいた計画案は、少子化の中で就学前教育・保育を保障し充実していくとともに、まちの活力を維持し発展させていくために提案するものです。

今ある教育・保育の資源を活かし、国や県からの補助金も活用する中で、子どもたちの笑顔が絶えないまち、さらには「子育てしやすい」と市外からも移り住んでいただけるまちをめざし、計画策定を進めています。

今回の計画案は、市民の皆様との意見交換を経て変更をしたものであり、市が責任をもって大切な子どもたちを育てていく計画としています。

平成27年1月

三木市長 藪本 吉秀



【目次】

1 はじめに

～民間主導型による幼保一体化のねらい～ ……1

2 前回の計画(案)からの

変更理由と変更結果 ……2

3 各園区の変更内容(案)

【第1園区】 ……3

【第2園区】 ……4

【第3園区】 ……5

(参考資料)園区別児童数と受入人数 ……6

4 統合・廃園スケジュール ……7

5 カリキュラム(教育・保育の内容)の骨子(案) ……8

6 認定こども園の一日の流れ(例) ……10

7 市の指導主事の役割 ……11

8 認定こども園に対する評価・監査 ……12

9 保育料(案) ……13

10 意見交換会での主な質問と

市の考え方 ……14

1 はじめに ～民間主導型による幼保一体化のねらい～

三木市型の取組は、三木市が消滅可能性都市にならないよう、子育て支援を充実する一環として行うものです。

1. 0～15歳までの三木の子どもたちを小学校就学前と就学後とで区分するのではなく、すべての子どもたちを切れ目なく育てます。
2. ハード面において、施設が公立か民間かが問題ではなく、ソフト面における教育・保育の質・内容を第一義としています。
3. その中で、0～5歳までは既に充実している民間の施設を活用。6～15歳までは今ある公立の小中学校を活用する中で、公民が力を合わせて質の高い教育・保育を実施します。



ソフト面での効果

- ①将来にわたって適正な教育集団を確保し、就学前教育・保育が充実
- ②共通カリキュラムを実施するとともに、評価・監査を義務化し、市全体での教育・保育の質が担保
- ③保護者の就労の有無にかかわらず、子どもの就園が可能
- ④公立の幼稚園で行わなかった3歳児からの受け入れを実施



ハード面での効果

- ①民間の施設は既に充実しているが、公立では血税を投入し、新たな建て替えが必要
- ②公立の場合は国・県からの補助金がないが、民間の場合は補助金がある
- ③上記によって生じた財源を他の子育て支援に充てることで、子育て世帯の定住・転入を促す人口増加策を進め、地域の活性化へとつなぐことが可能



2 前回の計画（案）からの変更理由と変更結果

< 変更理由 >

1. 仕事を探している方については、平成26年度は保育所（園）に入れませんが、平成27年度からの新たな制度により、保育所（園）にあずけることができるようになることから、平成26年度途中（10月現在）の就園申込数が例年の5倍以上になっているため。
2. 国の子育て施策や就労の推進など、子育て世代にかかる今後の変動要素があるため、就園児童の受入余裕数については、各園区におおむね10%の余裕を確保するため。

< 変更結果 >

1. 就園率予測の変更

（単位：％）

※ 「園区別児童数と受入人数」の表を参照（6ページ）

年 度	H 2 8	H 2 9	平成30年度以降の80%は、平成25年12月実施のアンケートにおけるニーズの最大値であることから変更しない
変更前	75	77	
変更後	78	80	



2. 幼稚園の廃園等の変更

就園率の増加に伴い、園区内の受入人数を確保するため、次のとおり変更します。

- (1) 第1園区 三樹幼稚園と三木幼稚園、広野幼稚園の存続期間を2年間延長する。
- (2) 第2園区 緑が丘幼稚園を認定こども園として市で整備し、平成29年度から民間運営の認定こども園とする。

子どもの人口は、社会変動や市の打ち出す子育て支援策による効果などにより変動する可能性があるため、就園児童数や受け入れ態勢など、幼保一体化計画は、定期的に見直しを行っていきます。



3 各園区の変更内容（案）

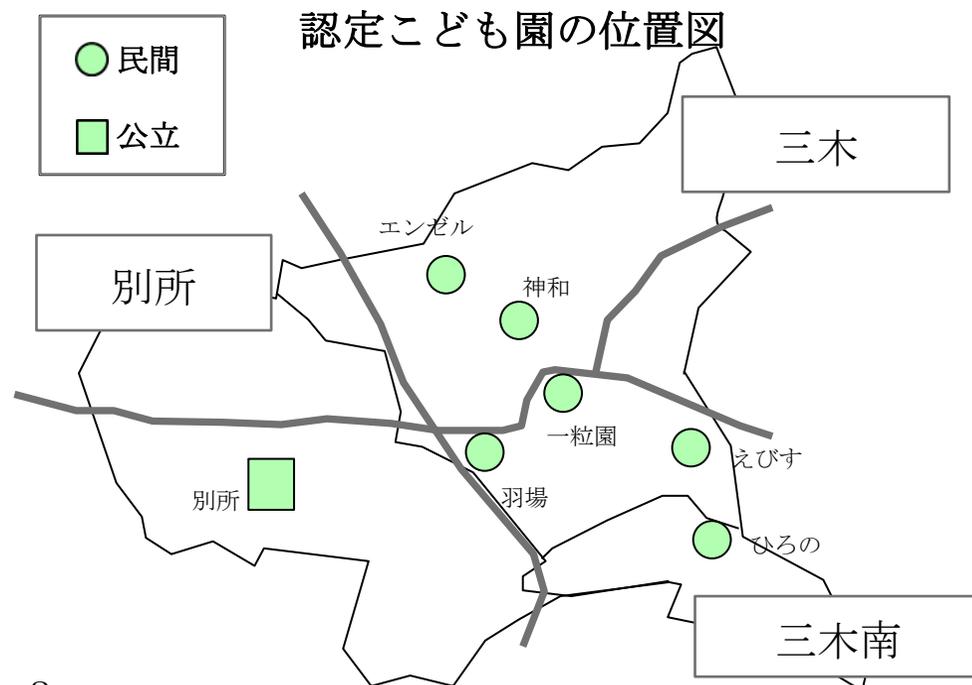
【第1園区】

※アンダーラインの箇所が、変更内容です。

- 別所に公立の幼保連携型認定こども園（別所幼稚園と別所保育所を統合）を設置します。
- 上の丸保育所は、国史跡指定の保存管理計画が策定完了（平成26年度末）する翌年度の平成27年9月から、平成28年4月の0歳児を順次募集停止します。
- 園区での就園先を確保するため、第1園区内で2年保育を行っている3幼稚園のうち三樹と三木については平成30年度まで存続して平成31年3月に廃園、広野幼稚園については平成32年度まで存続して平成33年3月に廃園とします。

別所に認定こども園を設置する理由

- ① 別所については、公立の幼稚園と保育所が隣接し、既に平成22年度に公立園としての幼保一体化を決定し発表しているため
- ② 第1園区内の、三木中学校、三木東中学校区内には民間の認定こども園が6園ありますが、別所中学校区内には認定こども園がないため



【第2園区】

※アンダーラインの箇所が、変更内容です。

- 園区での就園児童数が多いため、緑が丘幼稚園を幼保連携型認定こども園として平成29年度までに市で整備し、同年度から民間運営の認定こども園とします。
- 就園児童が多い地域として自由が丘地域と緑が丘地域、青山地域がありますが、当該地域から児童が多く通っている自由が丘幼稚園と緑が丘東幼稚園を平成36年3月末まで存続します。
- 第2園区の施設受け入れ人数を確保するため、志染保育所についてはピーク時である平成28年度までは現状のままとし、平成28年9月から平成29年4月の0歳児を順次募集停止します。

緑が丘に認定こども園を設置する理由

- 平成22年から26年の0～5歳児の人口比較では、緑が丘の人口が最も増えてきているため。

0～5歳児	H22	H26	単位 人:%
自由が丘	727	659	△9.4
緑が丘	342	359	5.0
青山	276	278	0.7
志染	87	60	△31.0

認定こども園の位置図



【第3 園区】

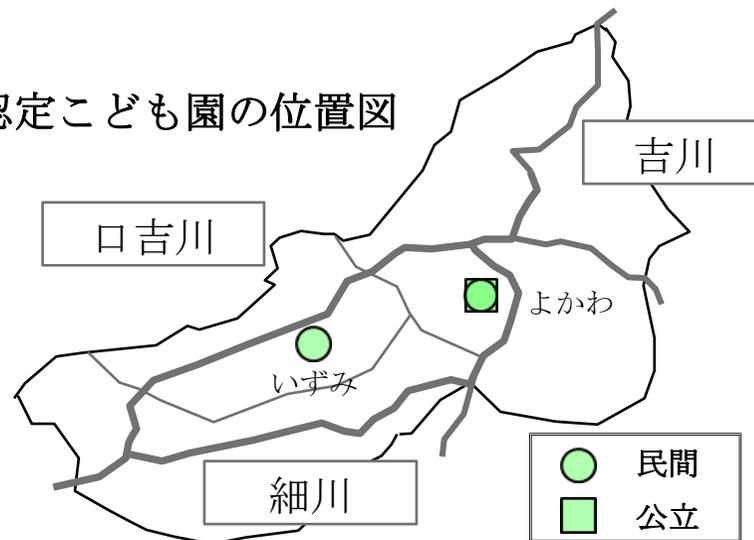
※アンダーラインの箇所が、変更内容です。

- 吉川に公設の幼保連携型認定こども園（よかわ幼稚園の位置に吉川保育所を統合）を平成29年度までに整備します。
- 吉川保育所の園児が卒園するまでの平成33年度までは公立で運営し、平成34年度から民間運営とします。

吉川に設置する認定こども園への通園のための交通量が増えるため、小中高校生の登下校や周辺地域の通勤時間とも重なることから、計画が定まれば、関係する学校や地元説明会を行っていきます。

- ① 吉川に認定こども園を設置する理由
 - ア 市立幼稚園の中で唯一、耐震済であるよかわ幼稚園の建物を活用するため
 - イ 吉川中学校区内には認定こども園がないため
- ② 当初公設の理由
 - ア 吉川地域はこれまで民間の施設がなかったため
 - イ 公立保育所として入所した児童が在園しているため
- ③ 民間運営へ移行する理由
 - ア 新たな民間活力を活かした教育・保育の充実が図れるため
 - イ 幼保一体化を見据えた中、公立の幼稚園・保育所の職員採用を抑制してきたため、正規の職員数は1園のみの運営の人員数となっている。
そのような中、すでに別所の一体化については公設公営を発表してきた経緯をもふまえ、吉川は民間運営とするものであるため

認定こども園の位置図



※ 前回の計画（案）では「指定管理等」としており、この中には民間事業者指定管理として委託する場合と、民間事業者が自ら運営する場合の2つを想定していましたが、指定管理では国・県からの補助金が得られないことから、（仮称）緑が丘認定こども園と同様、「民間運営」に絞り込んでいます。

- ④ 細川地域については、中学校との連携性から当園区とします。

(参考資料) 園区別児童数と受入人数

※平成28年度、29年度の就園率を変更したため、アンダーラインの箇所を変更しています。

(単位：人)

区 分		年 度		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C
第1園区	0～5歳児数	A	1,579	1,523	1,465	1,410	1,354	1,320	1,286	1,252	1,219	1,185		
	就園児童数	B	<u>1,232</u>	<u>1,218</u>	1,171	1,129	1,084	1,058	1,029	1,003	976	949		
	民間園受入人数	C	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070		
	公立施設受入人数	D	<u>335</u>	<u>325</u>	<u>265</u>	<u>200</u>	<u>150</u>	100	100	100	100	100		
	受入余裕数 (C+D)-B	E	<u>173</u>	<u>177</u>	<u>164</u>	<u>141</u>	<u>136</u>	112	141	167	194	221		
第2園区	0～5歳児数	A	1,275	1,229	1,185	1,139	1,093	1,066	1,039	1,012	984	957		
	就園児童数	B	<u>995</u>	<u>983</u>	949	911	873	851	830	807	785	764		
	民間園受入人数	C	752	<u>852</u>	<u>852</u>	<u>852</u>	<u>852</u>	<u>852</u>	<u>852</u>	<u>852</u>	<u>852</u>	<u>852</u>		
	公立施設受入人数	D	<u>270</u>	248	237	225	204	183	160	80	0	0		
	受入余裕数 (C+D)-B	E	<u>27</u>	<u>117</u>	<u>140</u>	<u>166</u>	<u>183</u>	<u>184</u>	<u>182</u>	<u>125</u>	<u>67</u>	<u>88</u>		
第3園区	0～5歳児数	A	323	311	300	288	277	270	263	256	249	242		
	就園児童数	B	<u>252</u>	<u>249</u>	240	230	222	216	211	206	201	194		
	民間園受入人数	C	125	125	125	125	125	125	<u>275</u>	<u>275</u>	<u>275</u>	<u>275</u>		
	公立施設受入人数	D	140	150	150	150	150	150	0	0	0	0		
	受入余裕数 (C+D)-B	E	<u>13</u>	<u>26</u>	35	45	53	59	64	69	74	81		
受入余裕数 計			<u>213</u>	<u>320</u>	<u>339</u>	<u>352</u>	<u>372</u>	<u>355</u>	<u>387</u>	<u>361</u>	<u>335</u>	<u>390</u>		

4 統合・廃園スケジュール

※アンダーラインの箇所が、変更内容です。

園区ごとに待機児童が発生しなくなるまで存続し、廃園にあたっては、在園児が卒園した時点とします。別所と吉川に公設の認定こども園を設置し、吉川は平成34年度から民間運営とします。また、緑が丘幼稚園は認定こども園として市で整備し、平成29年度から民間運営とします。他の施設は園区での就園児童数の推移と受け入れ態勢を見ながら平成36年3月までに廃園します。
 ※ 人口の変動により、廃園スケジュールは定期的に見直しを行っていきます。

施設名	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
別所保育所 別所幼稚園		※ 廃園	《 統合 》 (仮称) 別所認定こども園 (市で整備し、公立で運営)								
緑が丘幼稚園			9月募集停止	廃園	(仮称) 緑が丘認定こども園 (市で整備し、H29年度から民間で運営)						
吉川保育所 よかわ幼稚園			※ 廃園	《 統合 》 (仮称) よかわ認定こども園 (市で整備し、H33年度までは公立で運営)					廃園	(平成34年度から民間で運営)	
平田幼稚園 自由が丘東幼稚園		9月募集停止	廃園								
三木幼稚園 三樹幼稚園				段階的に募集停止		廃園					
広野幼稚園					段階的に募集停止		廃園				
上の丸保育所		平成27年度から段階的に募集停止					廃園				
志染保育所		平成28年度から段階的に募集停止					廃園				
自由が丘幼稚園 緑が丘東幼稚園									段階的に募集停止 廃園		

※公立幼稚園・保育所から、公立の認定こども園へ移行するに当たっての廃園

5 カリキュラム（教育・保育の内容）の骨子（案）

市内すべての認定こども園で、均しく質の高い教育・保育を実施するため、次の10の柱を重点内容として定めます。

なお、年齢ごとの年間カリキュラムはこの重点内容を基に定めます。



（1）乳児から就学前の幼児までの発達段階を見通した教育・保育の充実

一人ひとりの個性や発達の特性を踏まえて教育・保育環境を工夫し、子ども自らが主体的に人やもの、自然にかかわりながら育ちあえるこども園をめざします。

（2）豊かな自然を活かした教育・保育

積極的に自然とふれあい、子どもの健やかな身体や心を育んでいきます。

（3）子どもの人権

周りのすべての人からの温かい愛情を受け、自尊感情を育み、命の大切さを実感できる教育・保育を推進します。

（4）特別支援教育・保育

個別の支援を必要とする子どもが、早期からの特別な支援のもと、充実した生活を送ることができるように、組織的・計画的に発達支援をしていきます。

（5）小学校との連携

幼児に小学校入学前から交流の場を提供し、小学校生活へのスムーズな移行を実現できるよう、認定こども園と小学校の連携を計画・実行していきます。

(6) 養護（園児の健康と情緒の安定）

保育教諭は、園児一人ひとりの健康と情緒の安定をはかり、心身の状態に応じたきめ細かな援助やかかわりを行います。



(7) 健康教育・安全教育

一人ひとりの健康の保持及び増進に努め、生涯にわたる健康の基礎を培い、食育の重要性を踏まえ、子どもの疾病を予防し、清潔で安全な体制を構築していきます。

(8) 子育て支援へのアプローチ

すべての認定こども園に、地域の子育て拠点として、子育て家庭のための相談や情報提供などを行う「(仮称)子育て支援専門員」を配置し、市の指導主事と連携し、安心して子育てができるよう保護者をサポートします。

(9) 研修の充実

幼児の内面を理解したうえで、幼児の豊かな活動を引き出すことができるように、保育教諭の資質向上を図り質の高い教育・保育をめざす研修体制を整えていきます。

(10) 評価と監査

市が責任をもって、すべての施設の教育・保育活動、運営について、その成果の検証と評価及び監査を行い公表し、教育・保育の質の向上や運営の適正化を図っていきます。(後述12ページ)

6 認定こども園の一日の流れ (例)

0・1歳児	2歳児	時間	3・4・5歳児	
長時間部 (3号認定)			長時間部 (2号認定)	短時間部 (1号認定)
早朝保育 順次登園 健康観察 個々のリズムに合わせて 授乳・睡眠・遊び	早朝保育 順次登園 健康観察 遊び (室内・戸外)	7:00 8:00 8:30 9:00	早朝保育 順次登園 健康観察 総合的な遊び ・表現 ・環境 ・健康 ・言葉 ・人間関係	
おやつ 遊び (室内・戸外) 排泄・沐浴・着替え 昼食 午睡	排泄・手洗い おやつ 遊び (室内・戸外) 昼食 午睡	10:00 11:00 12:00	短時間部に 早朝保育は ありません。	
排泄・手洗い おやつ 個々のリズムに合わせて (授乳・遊び)	排泄・手洗い おやつ 遊び	13:00 14:00 15:00	午睡 おやつ 遊び	※3歳児13時降園 降園 ※緊急な場合の一時預かり保育 も行います。(有料)
順次降園 延長保育 (有料)	順次降園 延長保育 (有料)	16:00 18:00 19:00	順次降園 延長保育 (有料)	

7 市の指導主事の役割

指導主事は、教育委員会に配置し、すべての認定こども園の教育・保育内容の充実に向けて指導を行います。

「(仮称) こども未来部」を教育委員会内に新設
教育に関する専門知識を持つ教育委員会内に(仮称) こども未来部を置くことにより、0～15歳までの切れ目のない一貫した教育・保育を行います。

①各園の教育課程、教育・保育カリキュラムについて

- ・三木市共通カリキュラムに沿った教育・保育内容の実施について指導助言します。

②障がいのある児童の教育・保育の充実について

- ・障がいのある園児への対応について、指導助言及び関係機関との連携など、より良い環境を整えます。
- ・保育教諭個々の課題や悩みの相談に応じるとともに解決を図ります。

③保育教諭の資質向上について

- ・保育教諭の資質向上のために課題に対応した研修を提案し、実施していきます。

④三木市の子育て支援施策の立案・実施について

- ・現場の課題やニーズの把握を行い、三木市の施策(認定こども園と小学校の連携、地域連携等)を立案・実施します。
- ・国や県の施策の啓発、普及を行います。
- ・地域の子育て支援事業を推進します。



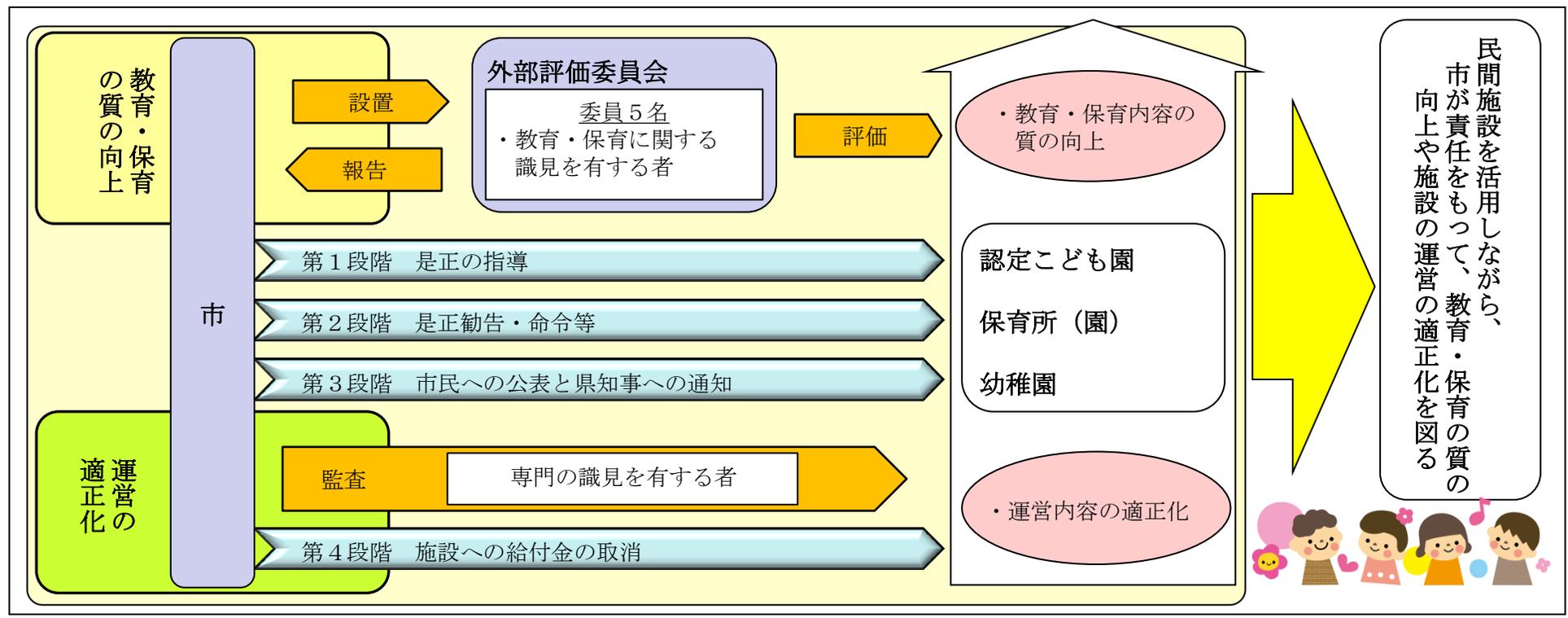
8 認定こども園に対する評価・監査

国の制度では、特定教育・保育施設に対して、必要と認められる場合に指導勧告等を行うように努めるとした規定となっています。しかし、三木市では平成26年9月議会で議決された条例により、市独自に第三者による評価及び監査を義務づけ、定期的実施し市民に公表するとともに、指導・命令に従っていただけない場合は、最終的に施設への給付を停止することなど、市が積極的に教育・保育の質の確保・向上と施設運営の適正化に関与していきます。



また、三木市独自で定めた評価の基準は次のとおりです。

- ① 心の育ちを優先し、生きる力の基礎を育む教育・保育
- ② 異年齢集団での遊びや生活を通して社会性を培う教育・保育
- ③ 自尊感情を育むとともに豊かな人権感覚を養う教育・保育



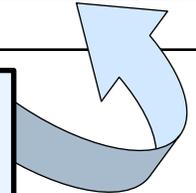
9 保育料（案）

※表示している保育料は、保育料軽減後の金額です

- 平成27年度からは、すべての園に関して市が決定します。（平成26年度までは、私立幼稚園については、園で決めています。）
- ・幼稚園、認定こども園の短時間部については、3歳・4歳は国の基準の最低負担額に、さらに三木市独自の50%軽減を適用した4,550円とし、5歳は国の基準よりも安い現在の3,050円を引き継ぎます。
 - ・保育所（園）、認定こども園の長時間部については、国に準じて保護者の所得に応じた金額とします。

保育料（月額）	平成26年度	平成27年度	平成28年度～
公立幼稚園	4歳 4,750円 5歳 3,050円	4歳 4,550円 5歳 3,050円	4歳 4,550円 5歳 3,050円
公立・私立保育所	平均 約10,000円	平均 約10,000円	平均 約10,000円
私立幼稚園	市内にある私立幼稚園であれば 3～5歳 約15,000円 ～18,650円	3歳4歳 4,550円 5歳 3,050円 ※就園奨励金はなくなります。	
幼保連携型 認定こども園			短時間 3歳4歳 4,550円 5歳 3,050円 長時間 平均 約10,000円
認可外施設	施設で決定した定額	市が認定した園となれば、保育所と同額	

26年度以降は50%軽減をしているため、その金額を表示しています。なお、消費税が10%になった時に合わせて無償化とします。



保育料以外の経費 <small>（※保育料軽減対象外）</small>	幼稚園と保育所（園）、公立と私立の各園の教育・保育方針や取組方がさまざまなことから経費の額は異なります。	各認定こども園で差がないように調整を進めていきます。なお、この負担は保育料無償化の対象ではありません。					
	<table border="1"> <tr> <td>現時点</td> <td>・入園児の制服、靴代等（5万円まで） ・毎月の給食代、月刊誌、布団レンタル代等（1万円まで）</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>入園時</td> <td>1～2万円程度</td> </tr> <tr> <td>毎月</td> <td>3千円程度</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	現時点	・入園児の制服、靴代等（5万円まで） ・毎月の給食代、月刊誌、布団レンタル代等（1万円まで）	<table border="1"> <tr> <td>入園時</td> <td>1～2万円程度</td> </tr> <tr> <td>毎月</td> <td>3千円程度</td> </tr> </table>	入園時	1～2万円程度	毎月
現時点	・入園児の制服、靴代等（5万円まで） ・毎月の給食代、月刊誌、布団レンタル代等（1万円まで）	<table border="1"> <tr> <td>入園時</td> <td>1～2万円程度</td> </tr> <tr> <td>毎月</td> <td>3千円程度</td> </tr> </table>	入園時	1～2万円程度	毎月	3千円程度	
入園時	1～2万円程度						
毎月	3千円程度						

10 意見交換会での主な質問と市の考え方

質問 1

計画が早すぎるのではないのでしょうか。

三木市では、他市と同様に年々子どもの人口が減るとともに、保護者の方が仕事に就かれることが増え、特に幼稚園児が減ってきている状況にあります。

そうした中、このたびの計画においては、就学前の子どもたちにとっては自分を大切にするとともに、友だち関係づくりの中での社会性を培う大切な時期であり、将来にわたって子どもたちの教育・保育の適正な規模を確保していくことが重要であると考えます。

また、平成27年度からスタートする国の幼保連携型認定こども園の制度は、今の幼稚園と保育所（園）の両方の役割を一つの園で担うことができ、



※

- ①これまで公立幼稚園で行わなかった3歳児の受け入れができる。
- ②保護者の方の仕事のありなしで、幼稚園や保育所（園）を変わることがありません。

その制度を市内全体で活用していく方向性を定めることで、地域によって差が生じることなく、子どもたちにとっての充実した教育・保育を実施することができ、先延ばしする理由はなく、早すぎるということはありません。

※三木市では、平成28年度にスタート



質問 2

園では早く帰る子どもと、遅くまで残る子どもと一緒に生活することになるが、子どもたちの生活に影響はないのでしょうか。

(短時間部の子どもには長期休暇があり、長時間の子との教育の差が生じませんか。)

認定こども園では、長時間や短時間の子どもが共に過ごすこととなりますが、市内共通のカリキュラムに沿って、教育・保育時間をともに過ごすため、教育の差は生じません。

また、子どもは集団生活の中だけでなく、家庭や地域において様々な経験をして成長をするため短時間の子どものに設ける長期休暇による差は生じません。

いずれにしても長時間と短時間の異年齢の子どもがお互いに影響しあいながら、豊かな人間性の基盤が養えます。



質問 3

現在各園で行われているような教育の特色はどうなりますか。

現在の各園の特色がすべて無くなってしまおうということはありません。

市内のどの認定こども園においても質の高い教育・保育を均しく提供するために、三木市共通のカリキュラムでの教育・保育を基礎とし、各園で創意工夫しながら実施します。ただし、選択制などによる教育・保育の差や、保護者への過度な負担が生じないように行うこととなります。



質問 4

障がいのある児童の受け入れはどうなりますか。

現在の幼稚園や保育所（園）同様、すべての認定こども園で受け入れていきます。

市に指導主事を配置し、面談や指導を通じて、受け入れや教育・保育の支援をしていくとともに、現在、市に配置している3人の「あんしんコーディネーター」[※]と連携した多面的な支援を図ります。

※市では就学前の子ども対象に「あんしん子育てコーディネーター」、就学児対象に「あんしん教育コーディネーター」、卒業後を対象に「あんしん生活コーディネーター」の3人を置き、障がいのある人への切れ目のない支援を行っています。



質問 5

無償化にすることで、子どもを預ける人が増えて家庭教育がおざなりになるのでは。

就学前における子どもの成長・発達にとって、家庭の果たす役割は大きなものがあります。家庭教育が基盤となり、認定こども園等において、集団での遊びを通して自尊感情や社会性などが育ちます。

今後とも、公民館における乳幼児学級等での継続した取組とともに、地域の子育て拠点である認定こども園としても保護者に働きかけて、家庭教育がおざなりにならないよう啓発を図ります。



質問 6

交通手段がないなど通園に困る人がいるため、すべての認定こども園で通園バスを配置してほしい。

公立の認定こども園についてはスクールバスを運行し、民間については、導入や運行について各園と市で相談、検討していきます。

検討にあたっては、子どもたちの安全・安心の観点から、通園はもちろんの事、小学校との交流や園外保育においても必要であることから、現在スクールバスを所有していない園についても導入できる方向で調整を行います。

また、通園に困る人については、居住地に近い園への入園に配慮します。



質問 7

各認定こども園の教育・保育の内容に差が生じ、保護者が入園を希望される園が偏ることのないように、市はどのように関わっていくのですか。

市は、以下の方策により、各認定こども園の教育・保育の内容に差が生じないようにし、保護者の入園希望が偏ることのないようにします。

- ①民間、公立すべての園に共通するカリキュラムを策定し、教育・保育の均一性を図ります。
- ②指導主事が各園を巡回訪問し、各園の教育・保育の充実や課題の解消を図ります。
- ③各園における教育・保育の自己評価に加え、三木市条例に基づき第三者評価を行います。



質問 8

入園の優先順位はどのように決められるのでしょうか。

- ・短時間（幼稚園と同じ時間）の児童
次の優先順位により入園を調整します。
①園区 ②児童の送迎に係る交通手段と距離
- ・長時間（保育所（園）と同じ時間）の児童
今の保育所（園）への入園と同じ基準となります。
①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学
⑧虐待やDVのおそれがあること
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※希望される園が入所可能人数を超えている場合は、市と保護者で調整します。

質問 9

アンケートの取り直しはできませんか。

これまで、幼保一体化の説明のため、「出前講座」や「認定こども園」についての講演会を重ねてきました。

そして、計画（案）についても、市内50か所以上の会場で、意見交換会などを開催し、ご意見を頂いてきましたので、改めてのアンケートの取り直しは考えておりません。



質問 10 廃園となる公立幼稚園・保育所の良さを民間園にどのように引き継ぐのですか。

公立幼稚園・保育所の良さ	どのように対応するのか
<p>○小学校と隣接しており連携しやすい。(幼稚園に限る。ただし、過去廃園した幼稚園は、この限りではない。)</p>	<p>○連携小学校を指定し小学校児童と交流を図る。 ○小学校への移動にはスクールバスを活用する。 ○連携していない小学校へ進学する園児へは次のとおり対応する。 ①進学する小学校の運動会、音楽会等への参加 ②進学する小学校への訪問体験の実施 ③進学する小学校の教員が園を訪問し対象児童と交流</p> 
<p>○意欲や自主性などを重視した教育・保育を全園で実施している。(幼稚園は「待ちの教育(※)」を特徴として行っている。)</p>	<p>○民間でも意欲や自主性などを重視した「待ちの教育」を行っており、H26、27の交流研修でそれぞれの「待ちの教育」の工夫ある取組や方法を共有する。 ○子どもや保護者に負担のかかる突出した教育(過度な英語教育、スイミング等)を廃止する。 ○共通カリキュラムに「待ちの教育」等の主旨を明記する。 ○条例に基づく第三者評価で、心の教育優先の視点を重視する。</p>
<p>○園庭がおおむね広い。</p>	<p>○民間も園庭の広さの基準は満たしている。 ○連携小学校や廃園幼稚園など園外の場所を活用した活動を工夫する。</p>
<p>○市などに意見を言いやすい。 ○障がい児やDV等について、市との調整・連携の対応がしやすい。</p>	<p>○公立と同様に市や教育委員会が関与する。 ○公立と同様に行政各課が調整・連携を行う。</p> 

※ 「待ちの教育」…指導者主導の活動をさせるのではなく、子どもの意欲・関心に基づき活動をさせ、トラブルなどを最小の支援で乗り越えさせ、子どもに達成感や自信を与える教育

作成・問い合わせ先： 三木市市民ふれあい部 就学前教育・保育課
 三木市教育委員会教育部 学校教育課

TEL 89-2472 FAX 89-2450